

# 第1回小金井市男女平等推進審議会（令和元年度第6回）

令和2年2月6日(木)午後5時から

場所：前原暫定集会施設 B会議室

## 次 第

### 1 議題

- (1) 委員の委嘱について
  - ア 小金井市長挨拶及び委嘱状交付
  - イ 各委員の紹介について
- (2) 会長及び副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) 男女平等推進審議会（第9期）の審議内容について
  - ア （仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）の策定について
  - イ 男女共同参画行動計画の推進について
- (5) その他

### 2 配布資料

- 資料1 小金井市男女平等推進審議会委員名簿（第9期）
- 資料2 小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）
- 資料3 小金井市男女平等推進審議会（第8期）開催経過
- 資料4 （仮称）第6次男女共同参画行動計画(案)について（諮問）（写）
- 資料5 第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理について（提言）（写）
- 資料6 （仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）策定事業概要
- 資料7 （仮称）第6次男女共同参画行動計画策定工程表（案）

#### （参考資料）

- ・ 男女平等に関する意識調査結果概要（速報版）  
（前期より継続されている委員には配布を省略しています。）

### 小金井市男女平等推進審議会委員名簿 (第9期)

自令和2年1月23日  
至令和4年1月22日

区 分	氏 名
公 募 市 民	からけ たえこ 唐家 妙子
	かわはら みき 川原 美紀
	さとう ゆりこ 佐藤 百合子
	まきの まや 牧野 まや
	よしだ たかし 吉田 孝
学 識 経 験 者	いしだ しずこ 石田 静子
	えなみ かずこ 永並 和子
	くらもち きよみ 倉持 清美
	しおばら しんいち 塩原 真一
	まつもと ちほ 松本 千穂

(敬称省略) 名簿は各五十音順

小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（小金井市男女平等基本条例 第31条第1項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（同 第31条第2項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（同 第33条）

2 会議録の作成について

- (1) 会議録の作成方法について（協議事項）
  - ① 原則、全文記録とすることについて

（参考）市民参加条例施行規則第5条

条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(2) 会議録作成作業について

- ア 会議の内容は、原則録音し、業者委託によるテープ反訳を行う。
- イ 校正は、事務局による確認作業の後、各委員が発言部分の確認を行う。  
委員の確認の内容は、差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等とする。（修正については会長一任とする）
- ウ 各委員による確認作業終了後、会長が確認を行う。
- エ 確定した会議録は、市施設及び市ホームページで公開する。

（参考）会議録の閲覧場所

企画政策課男女共同参画室、情報公開コーナー、議員図書室、図書館本館

3 傍聴及び意見用紙の取扱いについて（協議事項）

- (1) 傍聴の取扱いについては、以下のとおりとする。
  - ① 会議は、原則傍聴席を設けるものとする。
  - ② 傍聴者からの意見表明は、意見用紙により行う。（資料2-1意見用紙）
  - ③ 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて次回審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。

※ 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載します。

## 男女平等推進審議会傍聴者意見用紙

審議会を傍聴されて、ご意見がある方はこの用紙にご記入ください。  
いただいたご意見は、会長判断により必要に応じて審議会の参考とさせていただきます。  
なお、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

小金井市男女平等推進審議会

令和 年 月 日

**小金井市市民参加条例施行規則(抜粋) (平成 16 年 3 月 4 日規則第 6 号)**

(改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号 平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号 平成 21 年 9 月 30 日規則第 34 号)

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小金井市市民参加条例(平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

**第 2 条** 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

**第 3 条** 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。)第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

**第 4 条** 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

**第 5 条** 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

**第 6 条** 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

**第 7 条** 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## 小金井市情報公開条例(抜粋) (平成 14 年9月 30 日条例第 31 号)

改正(平成 14 年 12 月 19 日条例第 39 号 平成 18 年 3 月 31 日条例第 24 号 平成 28 年 3 月 29 日条例第 3 号)

### 第2章 市政情報の公開

(市政情報の公開義務)

**第5条** 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該市政情報を公開しなければならない。ただし、当該市政情報に次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合は、公開しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが一般に必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康もしくは自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報、その他公開することが公益上特に必要と認められる情報

(4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの

### 小金井市男女平等推進審議会(第8期)開催経過

	日時・場所	議 題
第1回	平成30年2月14日(水)	・委員の委嘱について ・会長、副会長の互選について ・審議会の進め方について ・男女平等推進審議会(第8期)の審議内容について
第2回	平成30年5月14日(月)	・男女共同参画行動計画の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第3回	平成30年8月10日(金)	・男女共同参画行動計画の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第4回	平成30年11月16日(金)	・男女共同参画行動計画の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第5回	平成31年2月8日(金)	・男女共同参画行動計画の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第6回	令和元年5月24日(金)	・男女共同参画行動計画の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第7回	令和元年7月25日(木)	・(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)の策定について ・男女共同参画施策の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第8回	令和元年10月25日(金)	・(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)の策定について ・男女共同参画施策の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第9回	令和元年12月20日(金)	・(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)の策定について ・男女共同参画施策の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について
第10回	令和2年1月21日(火)	・(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)の策定について ・男女共同参画施策の推進について ・(仮称)男女平等推進センターのあり方について

資料4（男女平等推進審議会）  
令和2年2月6日

（写し）

小企企発第97号  
令和元年7月25日

小金井市男女平等推進審議会会長 様

小金井市長 西 岡 真 一 郎

（仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）について（諮問）

小金井市男女平等基本条例第10条に規定する行動計画を改定するに  
当たり、同条例第27条第2項の規定に基づき、下記の事項について、  
貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問事項）

- 1 （仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）について

（写）

平成31年2月18日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会  
会長 佐藤 百合子

第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と  
進捗管理について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第8期）は、下記の事項について、別紙  
のとおり提言いたします。

#### 記

- 1 事業評価についての基本的な考え方
- 2 審議の経過
- 3 平成29年度実績に対する評価及び報告書について
  - (1) 第5次男女共同参画行動計画の推進について
  - (2) 進捗状況調査報告書についての意見
- 4 今後の事業評価の枠組みと評価方法の見直しについて
- 5 終わりに

## 1 事業評価についての基本的考え方

市は小金井市男女平等基本条例に基づき、男女平等社会の実現に向けた総合的な施策を計画的に実施してくために、小金井市第5次男女共同参画行動計画（以下、「計画」という。）を平成29年3月に策定しました。小金井市男女平等推進審議会（以下、「審議会」という。）では、計画を着実に推進していくために進捗管理と評価の仕組みづくりとして、『小金井市男女共同参画行動計画 推進状況報告書』に対して質疑や確認を行うとともに改善してほしい点などを提言してきました。

平成29年度は上記の計画策定後、初年度の推進状況調査報告書がまとめられました。審議会が評価するに当たっては、市が目指すべき男女共同参画社会「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮する事ができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」の実現という課題の重要性を改めて認識し意見を述べたいと思います。

## 2 審議の経過

審議会（第8期）は平成30年1月23日から平成32年1月22日の2年間を任期とし、任期前半の1年間で5回開催され、(1)第5次男女共同参画行動計画の推進について、また(2)（仮称）男女平等推進センターのあり方を主要な議題として審議しました。

### (1) 第5次男女共同参画行動計画の推進について

まず『小金井市第5次男女共同参画行動計画 推進状況調査報告書 平成29年度実績』（以下「報告書」という。）に記載されている各種事業の各項目について質問事項をあげた上で、担当課に対して再度報告を求めるなど、報告書について詳細な内容の把握を行いました。

加えて、昨年度に引き続き11月に審議会委員と担当課の意見交換のためヒアリングを実施しました。ヒアリングを通して、報告書だけでは把握しきれない事業内容や取組の実態・課題などについて理解を深めることができました。また、事前に審議会より質問内容を提示したことで、審議会における評価の視点を事前に共有することができ、効率的かつ効果的な意見交換を行うことができました。こうした点から、ヒアリングが事業評価をする際の有効な手段の一つであると捉えています。

なお今回は、平成30年4月に母子父子自立支援員兼婦人相談員（以下「相談員」という。）が常勤職員から非常勤嘱託職員となり職員体制が変更されたことについて、計画の推進に関わる内容であることから、事業の実施状況を把握するために関係課長等から経過説明を受け質疑応答を行ないました。

審議会では、相談員が非常勤嘱託職員の複数体制で対応することによる影響、引継ぎ状況、関係各課の連携・情報共有、研修受講の必要性や個人情報の取扱い等に関する様々な意見が出され、今後も事業の推進状況に関して必要に応じて審議会へ状況報告を求め、必要であれば意見を述べていくこととしました。

(2) （仮称）男女平等推進センターのあり方について

計画において、「他の公共施設の検討の機会を捉え、（仮称）男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。」としていることから、他市のセンター等も参考にしながら、市のセンターのあり方について審議を継続しています。

3 平成29年度実績に対する評価及び報告書について

全体的に実施内容について、具体的な説明や数値を記載している項目が前年度と比べ増えています。評価する際の事業内容やその状況、そして昨年度の数値を載せ比較していくことは、推進状況を把握していくために有効であり、評価、効果や方向性についてもわかりやすく、読みやすい報告書を作成していただくよう要望します。

(1) 実績に対する評価及び意見

基本目標Ⅰ事業番号5「人権に関する講演会等の開催」については、「人権に関する講演会の開催」に関する事業、「作文発表」に関する事業や「啓発物品の配布」に関する事業の3項目が計画に示されていますが、平成29年度の実績としては、講演会は実施を見送り、作文発表は実施されず今後も実施しないと報告されています。この項目は計画の重点施策に位置づけられているにもかかわらず、取組実績は上記3項目のうち啓発物品の配布のみであったため改善の必要があります。平成29年度実施が見送りとなった「人権に関する講演会等」については、これまで

の経過を踏まえ改善を行い平成30年12月に開催されたため、今後も継続していくよう要望します。

計画策定後、事業の見直し等により実施しない、または変更となった事業については、報告書の中にその理由や経過等を記載していく事が必要です。そして次年度以降の報告書の記載方法については経過が分かるような記載が行われるよう求めます。

## (2) 進捗状況調査報告書についての意見

全体的に評価の根拠や理由（特にA評価における新規の取組や、前年度との比較など）がわかりやすく記載されているものが増え、項目が整理され、各項目とも具体的に細かく回答されているように感じました。

そして、前年度と比較して増減となった根拠が明確な場合には、数値の記載に加えて増減の理由についても記載することが望ましいと考えます。

また、説明を丁寧に記載する事でわかりやすくなる場合もありますが、文字数が増える事でかえって読み手側の負担が増え読みにくくなるという側面もありますので、例えば、報告内容が同じ場合には、『再掲』と表示するなどの簡略化や、また、目安とする文字数や記載方法に統一性を持たせるなどの工夫をすることも検討していただきたいと思えます。

## 4 今後の事業評価の枠組みと評価方法の見直しについて

計画は報告対象事業数が172事業と、以前の計画と比べると増加しています。それに伴い担当課の報告に要する業務量が増加することや、読み手側の負担が懸念され、効率的な評価を行っていくことや読みやすい報告書を作成していくことが必要です。そこで、これまでの報告書のように計画の事業全てを同一の枠組みで評価や報告を行うのではなく、事業毎に評価や報告のあり方について整理していくことを提案します。

例えば、事業を実施する際に、男女共同参画の視点を主体的に設定して実施し、その結果がどうであったか等の結果報告ができる事業については、報告書により推進状況確認を行う事が必要となるため、これまで通り評価の対象とすべきです。

一方で、パンフレットの配架などの取組を行っている事業の場合、前年度と同様の取組であれば、評価の対象とせずに実施報告のみとするなど簡

令和2年2月6日

素化し、同種の事業を一覧表形式などにまとめていく方法もあると考えます。ただし、新たな取組、改善や変更などが生じた場合には評価の対象として推進状況等を報告することを希望いたします。

## 5 終わりに

評価とは、計画の目標をどのように推進しているかということをチェックし、実施した内容をもとに次年度以降の課題や推進の方向を明確にしていくためのものです。実施した内容を書くことだけでは推進につながっていかないことを再確認するとともに、より読みやすく、事業改善に資する報告書の作成に向け工夫や改善に努めていただくことを改めて要望いたします。

また、今日の社会状況の変化などにより新たな課題が顕在化している状況などから取組むべき事業数が増加傾向にあります。そのため次期計画策定の際は、各事業の男女共同参画の視点や関連性などを確認しながら事業間の統合等を含めて検討していくことが必要と考えます。

### 小金井市男女平等推進審議会（第8期）委員名簿

会 長	佐 藤 百 合 子
副会長	遠 座 知 恵
委 員	川 原 美 紀
	浦 野 知 美
	塩 原 真 一
	瀬 上 ゆ き
	濱 野 智 徳
	日 野 絵 里 子
	本 川 交
	松 本 千 穂

名簿は各五十音順

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会  
会長 佐藤 百合子

第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と  
進捗管理について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第8期）は、下記の事項について、別紙  
のとおり提言いたします。

記

- 1 事業評価についての基本的な考え方
- 2 審議の経過
- 3 平成30年度実績に対する評価及び報告書について
  - (1) 第5次男女共同参画行動計画について
  - (2) 推進状況調査報告書について
  - (3) 今後の事業評価について
- 4 （仮称）男女平等推進センターのあり方について
- 5 その他審議について
- 6 終わりに

## 1 事業評価についての基本的な考え方

小金井市は男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について、小金井市男女平等基本条例に基づき毎年度報告書を作成し、小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）へ審議資料として同報告書を提出しています。審議会は提出された報告書に関して男女平等社会の形成の観点から評価を行い、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるよう提言書にまとめ、市に提出しています。

## 2 審議の経過

審議会（第8期）は平成30年1月23日から令和2年1月22日の2年間を任期としています（任期前半の提言書は、平成31年2月18日提出済み。）。任期後半の平成31年1月23日からの審議には、（仮称）第6次男女共同参画行動計画（以下「次期計画」という。）に関する検討等が含まれることから、例年よりも開催回数を2回増やし審議にあたりました。

次期計画（案）策定に係る諮問について、令和元年7月25日に小金井市男女平等基本条例第27条に基づき、市長より審議会に対して諮問が行われました。本諮問を受けて、令和元年度及び令和2年度の2年間にわたり次期計画（案）に関する審議を開始し、令和3年2月頃に市長へ答申を行う予定です。

第5次小金井市男女共同参画行動計画（以下「計画」という。）に基づく平成30年度実績への評価及び報告書についてや、（仮称）男女平等推進センターのあり方等の検討も主な議題として審議しました。

## 3 平成30年度実績に対する評価及び報告書について

### (1) 第5次男女共同参画行動計画について

（評価できる点）

全体的に相談対応や面談の実施が工夫され対応がスムーズになってきている状況や、周知や啓発活動に関しては、ハンドブック、ホームページやリーフレットの活用、そしてリニューアルなど、地道な活動の成果が表れてきています。また、男性限定の講座の実施や活動等の工夫がみられます。そして、重点施策に位置付けられてい

るにも関わらず、前年度は実施が見送られた事業について、見直しや東京都の助成金の活用により、多くの参加者を得て実施された事は評価できます。

（検討や改善を望む点）

過去に実施し既に課題が見つかったものが、引き続き平成30年度にも同様のことが記載されている事業がありました。今後の課題や推進の方向性について言及をお願いしたい。また、男女の参加割合に大きなずれがあった事業や受講者数が極端に少ない事業については、原因の分析や周知の方法、今後の課題ややり方等の検討を望みます。

活動内容周知のために公共の場でのポスター掲示や、小中学校はもちろんですが高校や大学にも周知拡大に努めてください。なお、今後はICT等も視野に入ってきますので、周知方法の検討を希望します。

そして、担当課の活動に加えて、他課との情報共有、相談窓口の体制、周知方法等、より効果的な連携の検討をお願いします。

(2) 推進状況調査報告書について

地域での子育て支援体制の充実に向けての事業では、効果や視点についての記述があり、そのことにより理解が深まりました。

報告の対象となる事業が沢山ありますが、期限内に全ての事業について実施・検討できている点は評価します。

「今後の課題や推進の方向性」について、「今後も同様に継続する」といった記述が多く見られます。すべての事業について、詳細な記述を求めることは難しいとは思いますが、少なくとも「重点施策」として位置付けられているものなどは、もう少し内容に踏み込んだ改善策が記述されるように望みます。

また、全体に記載が具体的になっていますが、数字や目に見える成果だけでなく、男女共同参画を推進できたか、また足りないところは何かという率直な感想も記載し、主催している人々がどのように感じたか、全体的な様子を見て皆に受けているかそうでないか等を記載し、そのうえで次年度どのように実施していくかについて記

載してほしいと考えます。

(3) 今後の事業評価について

- ・ 男女共同参画行動計画における重要度に応じた評価を行うためには、主要事業と関連事業を整理する必要があるのではないのでしょうか。現在の重点政策が主要事業として妥当かどうか、本計画にのみ位置付けられている事業がどれくらいあるのか、といった点を少しずつ調査・検討し、今後計画策定の参考としていくことも必要だと思えます。
- ・ 各事業担当課の評価と審議会委員との評価のずれが見受けられ、相対的に各事業課の自己評価が低いのではないかと思われます。再度自己評価の目的や評価基準について改めて周知を図り、よりわかりやすい実績報告となるよう期待します。

4 （仮称）男女平等推進センターのあり方について

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、男女平等基本条例を制定し、同条例第22条において男女共同参画施策の取り組みを支援するための総合的な拠点施設について示しています。

そこで、（仮称）男女平等推進センターは、男女共同参画施策に係る事業を促進するために、市民及び団体による活動への支援や、行政、市民、事業者、関係団体等が協力、連携して男女共同参画の課題に取り組んでいくための機能として位置づけることが適切と考えます。

第4次小金井市基本構想後期基本計画及び第5次小金井市男女共同参画行動計画では、男女共同参画を推進するための活動拠点として、（仮称）男女平等推進センターの整備やあり方について検討することを求めてまいりました。

こうした背景を踏まえ、男女平等推進審議会（第8期）では、第5次小金井市男女共同参画行動計画に基づき、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざしていくために「（仮称）男女平等推進センターのあり方について」を議題とし、他の自治体におけるセンター機能等も参考にしながら審議を行いました。

(1) （仮称）男女平等推進センターのあり方について

人権尊重とワーク・ライフ・バランスへの周知を図り、理解を促進

するため、男女共同参画を推進する環境整備が不可欠です。

① 目指すべき姿

男女共同参画施策を広く周知していくためには、子どもから大人まで幅広い世代や性別にかかわらず、気軽に利用しやすいデザインであることに加え、掲示物等については見やすく、わかりやすいものとする必要があります。また、多くの方に利用していただけるよう、施設内の雰囲気づくりへの工夫に加え、他の機能も併せ持つなどの付加価値をつけることも有効と考えます。

② 相談機能の充実

様々な悩みを抱える人が相談しやすい体制や、女性等の悩みに寄り添いながら安心して相談できる機能としていくことが重要です。そのためには、適切なサービスの担い手とネットワークの構築が必要です。

③ 利用者間の交流や連携

男女共同参画施策の拡充には、市民や団体等からのご助力をいただくことが欠かせません。利用者間の交流や連携、各種団体と市の事業との連携や情報提供等を行うため仕組みづくりに取り組むことが重要です。

(2) (仮称) 男女平等推進センターの機能について

ア 相談業務

- ① 専門相談（カウンセラー等）（予約制）
- ② 一般相談（日々の悩み事相談）
- ③ 相談しやすい雰囲気づくり

イ 学習や情報の収集及び提供

- ① 講座・講演会・イベント等の開催
- ② 男女共同参画関連図書や資料収集による情報提供
- ③ 男女共同参画関連の情報等を配架（情報誌等）

ウ 各種団体（地域団体やボランティア団体等）の活動支援

- ① 交流スペースでの自主的学習
- ② 様々な世代が利用できる施設の整備（授乳室、保育・キッズスペース等）
- ③ 団体相互の交流事業等の企画や協働の機会を支援

④ 市民や団体活動への育成・支援のための機能

エ 提案共同事業やグループ活動場所の提供

① 団体活動情報の掲示や展示コーナー等による情報交換場所の提供

② 男女共同参画関係団体や地域活動団体への支援や連携が図れる場所

5 その他審議について

その他として、主に以下の3点について審議しました。

- (1) 次期計画策定の参考資料とするため、小金井市男女平等に関する意識調査（令和元年10月）（以下「意識調査」という。）を市民及び職員を対象に実施しました。前回（平成27年実施）の意識調査以降、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行、多様性への理解促進やSNSの普及等社会状況が変化するなかで、市民や職員の男女平等意識を把握していくために調査項目や設問等について審議を行いました。
- (2) 平成30年4月から母子父子自立支援員兼婦人相談に関する職員体制が、専門性を有し複数対応が可能となる体制へ変更されました。これに伴い、相談支援の状況について計画推進状況報告や事務局から報告、担当課との意見交換等を行い状況の把握に努め、相談支援業務の向上につながるよう審議を行いました。DV等被害者への支援体制については、社会的な課題として取り組みが求められ、DV等防止の意識づくりの推進はもちろんです。困難をかかえた女性への相談支援や連携体制の充実に向けて取り組むことが必要です。
- (3) 現在市ではパートナーシップ制度の導入に向けて検討を進めています。審議会は、LGBTに総称される性的少数者への理解促進を図るために、本制度についての考え方等や方向性について意見を述べてきました。今後も、多様性を認め合いただれもが自分らしく生きることができる社会づくりに向けて、制度の検討や施策の取り組みを望みます。

6 終わりに

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランス」を基本理念に、3つの基本目標を定めています。この基本理念は第4次

資料5（男女平等推進審議会）

令和2年2月6日

小金井市男女共同参画行動計画においても同様の理念が継承され施策の推進が図られています。令和3年度から実施を予定する次期計画においても、今後の社会状況の変化やそれに伴う課題なども踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すための計画を策定していくことが必要と考えます。また、本年度実施した意識調査結果について年代別など詳細に分析し、現在の計画に、新たな視点なども加えながら検討されることを望みます。

そして、事業評価については、計画に位置付けられている各事業を、主要事業と関連事業といった枠組に整理する等より効果的な評価となるよう改善に努めることを期待します。

小金井市男女平等推進審議会（第8期）委員名簿

会 長	佐 藤 百 合 子
副会長	遠 座 知 恵
委 員	川 原 美 紀
	浦 野 知 美
	塩 原 真 一
	瀬 上 ゆ き
	濱 野 智 徳
	日 野 絵 里 子
	本 川 交
	松 本 千 穂

名簿は各五十音順

## （仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）策定事業概要

### 1 事業目的

第5次男女共同参画行動計画が令和2年度末で終了するため、令和3年度以降の計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画策定に当たっては、引き続き小金井市配偶者暴力対策基本計画及び小金井市女性活躍推進計画を含むものとする。

### 2 事業概要

計画策定に先立ち、市民意識調査、市職員意識調査等を実施し、男女平等に関する現状を調査する。

男女共同参画の各分野の施策の推進状況及び問題点、計画年度中の課題、方策等を明らかにするため、庁内の連絡会議等の意見を聞き、総合的に調整を行う。

男女平等推進審議会（公募委員5人以内、学識経験者5人以内）は、調査結果及び市の施策の現状を踏まえ、小金井市男女平等基本条例第27条第2項に基づき市長の諮問に応じ、審議を行い、計画案を答申する。

答申を踏まえ、令和3年度を初年度とする概ね5年間の計画を策定する。

### 3 市民参加の取組素案

(1) 男女平等に関する市民意識調査の実施（令和元年10月実施）

無作為抽出による18歳以上の男女2,000人（外国籍含む）

(2) 市民懇談会等の実施（令和2年11月予定）

パブリックコメントのほか、必要に応じて開催。計画案を周知し、広く意見を求める。

### 4 計画策定の流れ

#### 令和元年度

(1) 基礎調査（市民意識調査、市職員意識調査）の実施支援

#### 令和2年度

(2) 第5次行動計画の見直し作業

(3) （仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）の検討

(4) 市民懇談会等の実施

(5) パブリックコメントの実施結果の検討

(6) 行動計画（案）に係る男女平等推進審議会の答申（令和3年2月予定）

(7) （仮称）第6次男女共同参画行動計画の策定

資料7（男女平等推進審議会）  
令和2年2月6日

（仮称）第6次男女共同参画行動計画策定工程表（案）  
令和元年

計画記載項目	令和2年															
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 調査設計																
2 調査実施																
3 集計・分析																
4 報告書作成																
審議会																
庁内会議																

※工程表（案）のため変更になる場合があります。

(仮称) 第6次男女共同参画行動計画策定工程表 (案)

令和2年

令和3年

計画記載項目	作業の概略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 計画策定にあたって	策定の背景、趣旨、計画の性格、期間等の確認	計画見直しのポイント、視点の確認											
2 計画の基本的な考え方	基本理念・基本的視点・基本目標・施策体系の確認と検討	計画の基本的な考え方の方針確認						計画の施策の検討					
3 市の現状と課題	統計データの収集・整理		データ収集			データ整理・資料化							
	アンケート調査結果の整理			計画書掲載内容検討									
4 施策の方向	施策実施状況調査(課題と今後の事業展開)の整理検討		点検シートの作成	シート入力(各担当課)	とりまとめ・整理	事業展開の検討		目標値の検討			内容調整		
計画書作成	上記1～4を反映し計画書を作成		← 骨子案の作成 *			素案の作成と検討・修正		修正・内容調整		パブリック・コメント	結果の整理	最終調整	印刷 →
市民懇談会	計画案についての意見聴取								市民懇談会開催				
審議会	計画案を検討し、意見を述べる		②		③		④	⑤		⑥		⑦	⑧
庁内会議	事務局案を元に計画素案検討、各課作業について指示					①					②		
パブリックコメント										パブコム実施			

※工程表(案)のため変更になる場合があります。